

新県立美術館内カフェレストラン運営予定事業者募集要項

※今回募集する運営予定事業者（以下「事業者」という。）は、令和3年度（2021年度）以降の新美術館指定管理者（以下、「次期指定管理者」という。）と、業務委託契約を締結していただきます。次期指定管理者の指定は、令和2年（2020年）11月県議会での議決後（12月中旬頃）となる予定です。事業者決定から次期指定管理者決定までの期間については、県と協定を締結し、次期指定管理者との契約及び開館年度以降の営業を保証するものとします。

全面改築中の長野県信濃美術館（以下「当館」という。）は、ご来館いただいたお客様に、展覧会や美術館企画以外においても楽しんでいただける美術館を目指し、令和3年（2021年）春の開館に向けて整備を進めています。

年間を通じて訪れる多くのお客様をおもてなしするために、本館2階のカフェレストラン（軽飲食）及び3階のラウンジについて、積極的かつ安定的にサービスを提供できる事業者を募集いたします。なお、今回の募集にあたってはカフェレストラン及びラウンジの2店舗を一括して運営することができる方を募集しております。各店舗単独での募集は行っておりませんので、ご注意ください。

令和2年4月30日

長野県県民文化部文化政策課信濃美術館整備室長

1 当館の概要

当館は、善光寺に隣接する城山公園内に、昭和41年（1966年）10月に開館しました。長野県における唯一の県立美術館としてその役割を担い、平成2年（1990年）には東山魁夷作品の寄贈を受け、東山魁夷館が併設されました。これまで、県民の豊かで文化的な生活と、創造性あふれる人づくりの実現に向けて活動し、多くのお客様にご来館いただいております。

近年の当館の開館日数および年間入館者数（実績値）は以下のとおりです。

年度	H26	H27	H28	H29*
人数（人）	137,443	167,316	251,819	67,555
開館日数（日）	311	311	310	140

※平成29年度は、改修・改築工事に伴い年度途中で休館
（東山魁夷館は平成29年5月31日から、本館は平成29年10月1日から休館）

開館後50年以上が経過し、施設の老朽化等の課題や美術館に対する多様な要望に応えるため、平成28年11月に「信濃美術館整備基本構想」を策定し、整備を進めています。

新しい美術館では、旧美術館から引き継いだ長野県ゆかりの芸術家やその作品の紹介に加え、世界的な芸術家や現代美術作品（写真、映像作品、アニメーション、インスタレーション等）も広く取り扱っていく予定です。

国宝を含む多様な展示に対応できる「公開承認施設」の条件を満たす一方、公園との一体利用を視野に入れた「屋根のある公園」と呼ぶ新しいスペースを創出しました。入場券を買わずに入館できる「屋根のある公園」には、誰でも気軽に憩うことができる交流スペースや、県民の皆様の作品発表のための県民ギャラリー等の施設を設置します。なお、リニューアル後の新県立美術館の概要は以下のとおりです。

所在地	長野県長野市箱清水1-4-4（城山公園内）
延床面積	約 13,000 m ² ※東山魁夷館含む
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上3階、地下1階
休館日	旧美術館と同様の予定（毎週水曜日及び年末年始（12月28日～1月3日））
開館時間	旧美術館と同様の予定（午前9時から午後5時（入館は午後4時30分まで））
管理運営	指定管理者（一般財団法人長野県文化振興事業団） ※平成18年度より

※なお、隣接する東山魁夷館にはカフェ等の飲食施設はありません。

2 募集店舗の場所 ※施設平面図等は別添参照

(1) カフェレストラン（軽飲食）

場所：2階西側。城山公園および善光寺本堂東側を一望できます。

総面積：約 135 m²（屋外にテラスあり） ※厨房等含む

(2) ラウンジ

場所：3階。屋上広場に面しています。

総面積：約 40 m²

3 営業条件等

(1) 店舗運営の方向性

以下の方向性ととも、別添資料「信濃美術館整備基本構想」にある新県立美術館のコンセプトや目指す姿等も参考にしてください。

全体の方向性

①基本的な方向性

- ・当館を訪れる幅広い層のお客様に、快適な飲食空間の中で心地よいサービスと期待を裏切らない料理を提供し、何度も訪れたい魅力ある店舗としてください。
- ・カフェレストラン及びラウンジでは、テイクアウト販売やアルコールの提供も可能です。ただし、館内での飲食は原則禁止です（屋上広場は飲食可能）。

②美術館事業との連携・協力

展覧会と連動したメニューの提供や、3階レセプションルームで開催される催し（展覧会レセプションや、関係団体の利用）等の美術館事業に、連携・協力してください。

③ニーズの反映・新しいニーズの創出

当館に来館されるお客様のニーズに沿ったメニューを提供するとともに、城山公園を訪れる家族連れ、年間約600万人にもものぼる善光寺来訪者、近隣の学生や住民の皆様等にもご利用いただくために、メニューや営業時間等の工夫をしてください。

④ホスピタリティの維持向上

- ・店舗に対する要望や意見を把握し、お客様に対してきめ細かく柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮してください。
- ・商品および店舗ホームページの多言語表示にご協力ください。
- ・バリアフリー化、アレルギー表示（メニュー等）、車いす利用や体の不自由なお客様が利用しやすい店内レイアウトの工夫など、多様なニーズに対応してください。
- ・お客様の利便性向上のため、クレジットカード、電子マネー等による支払いへの対応を検討してください。

⑤ウェブの活用

店舗やメニュー等について、積極的にウェブを利用して広報展開し、当館のウェブサイトとリンクを張るなどして、当館の広報とも連携してください。

カフェレストランの方向性

①コンセプト：「素敵な人生（ライフスタイル）へのとびら」

善光寺に隣接した公園内の、信州の山並みや周辺のまち並み等に一体化した美術館内のレストランとして、アートとともに素敵なライフスタイルを感じられるカフェレストラン。その空間に滞在することで、「自分の暮らしに、アートだけでなく食や心地よい時間が大切であることを発見したり、学んだりできるような店舗」、「常に新たな発見があって、カフェレストランだけでもリピートしたくなるような店舗」を目指します。

②基本的な性能

当館で開催される常設展や企画展などと連携した特別メニューの展開や、美術関連の催事や作家由来の商品展開など、美術館にあるカフェレストランとしての特色を出すようにしてください。

③店舗の特徴

- ・店舗へは、館内のルートに加え、南側道路に面したルートから直接訪れることも可能です。
- ・南側道路側には屋外テラス席があり、天気の良い日は外部専用テラスでカフェを楽しむお客様にも対応することが可能です。

ラウンジの方向性

①基本的な性能

- ・飲み物メニューを充実させてください（アルコールの提供も可能です）。
- ・3階レセプションルームで開催される催し（展覧会レセプションや、関係団体の利用等）や屋上広場で開催される催し（美術館の主催・共催イベント等）への、バンケットサービスの提供にご協力ください。バンケットサービスは、ケータリングを利用することによる対応も可能です。

②店舗の特徴

- ・セルフ式カフェ等も視野に入れた業態の提案を募集します。
- ・美術館に入館しないお客様も利用できる屋上広場から、直接ラウンジにアクセスできます。
- ・屋上広場を利用するお客様の利用が多く見込まれるため、天気の良い日には屋上広場での飲み物・軽食等の販売も可能です（屋上広場の使い方も含めた積極的な提案も可能です。ただし、屋上広場で美術館の主催イベント等が開催される場合には、そちらが優先されます）。

(2) 営業日および営業時間

①カフェレストラン及びラウンジは、基本的に、当館の開館日、開館時間内は営業してください。特別なイベント開催時などに、夜間開館日として開館時間の延長等を行う際には、そちらにも対応してください。

②カフェレストランは、休館日及び開館時間外においても営業可能です。展覧会観覧者の利便性を考慮し、可能であれば閉館後も店舗を営業してください。閉館後の営業を行う日及び営業時間については、提案してください。

③ラウンジは、協議の上で、土日祝日や繁忙期等、採算が取れる時期のみの営業も可能です。また、協議の上で、休館日及び開館時間外に営業することも可能です。

④提案に際して、カフェレストラン及びラウンジそれぞれの、営業時間、営業日、ターゲット層、それに対応した販売メニュー及び収支見込の考え方等をお示しください。

(3) 営業準備及び営業開始予定時期

美術館建設工事竣工予定 令和2年(2020年)12月頃

建物内使用可能開始時期 令和3年(2021年)1月中旬以降

家具・什器・備品設置予定 令和3年(2021年)2月以降

営業開始予定 令和3年(2021年)4月頃

※令和3年(2021年)3月頃までは外構工事を実施しています。

(4) 施設・設備等の費用負担について

①内装及び電気、給排水、空調設備等の設計及び工事については県が行います。また、基本的な厨房設備(以下「県設置設備」という。)は、事業者と協議の上、県が設置いたします。設計段階で想定している県設置設備は、別紙1のとおりです。

②県設置設備は別紙1を基準として内容の調整が可能であり、営業上必要な設備を県設置設備として、不要な県設置設備との入れ替えが可能です。ただし、設備の入れ替えは導入設備の総額で同程度までとし、県との協議は、設備の納期等を考慮した時期(概ね令和2年(2020年)7月中旬)までに実施することとします。

③県設置設備以外の設備で運営に必要とお考えのもの、一部調理器具、棚、食器類やレジ、パソコン等の備品、消耗品等は、据付きおよび電源・給排水等の接続を含め事業者の負担となります。

④厨房機器設備を持ち込む場合の各種法令手続き及び営業許可申請等に係る費用は、事業者の負担で行うこととなります。

(5) 各店舗のレイアウトについて

①別添の施設平面図等における客席・厨房レイアウト図は一例です。客席・厨房内の機器の配置等については、建物の設計者と調整の上、レイアウトの変更が一部可能です。

②計画通知等の手続きは、原則としてこの添付書類で行っています。美術館建築工事期間中は、照明器具など軽微なもので、法令申請及び工事受注者と県が締結する工事請負契約に影響のない場合に限り、県と別途協議の上、施設の特徴を損なわない範囲での変更が可能です。事業者の持ち込み機器、提案機器による変更等は別途協議の上、事業者の負担で行うこととなります。

(6) 光熱水費等の負担区分について

光熱水費(電気、上下水道、ガス、冷暖房)のほか、その他の経費(人件費、清掃、消毒、廃棄物処理、通信運搬、消耗品、警備、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の現状復旧費等)は、事業者の負担とします。

(7) 清掃等管理について

美術館敷地内の日常的な清掃、樹木・植栽等の散水や維持管理は、指定管理者が行います。カフェレストラン、ラウンジ内及び食材等の搬入等営業活動で使用した部分の清掃は、事業者で行ってください。ごみの搬出、処理についても事業者の負担とします。ごみ置き場は、美術館バックヤード用ごみ置き場と共用です。

(8) 危機管理について

営業区画内における店舗内部については、火災・地震その他災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に、事業者の負担により加入してください。事業者は、火災・地震その他災害や事故対応についての危機管理マニュアルを作成し、指定管理者の承認を得てください。

(9) その他

- ①店舗内はすべて禁煙とし、店舗内及び店舗外に灰皿を設置することも不可とします。
- ②館内の雰囲気の一掃感を高めるため、館内及び店舗外での店舗案内等の掲出は、設置場所、設置方法、デザイン等について、県との協議を必要とします。
- ③商品・材料等の搬入及び店舗内で提供した飲食物等から発生するすべての廃棄物の搬出にあたっては、2階にある搬入駐車場に付設しているごみ置場を利用してください。

4 契約条件

次期指定管理者と、事業者との間で、業務委託契約を締結します。次期指定管理者の指定は、令和2年(2020年)11月県議会での議決後(12月中旬頃)となる予定です。事業者決定から次期指定管理者決定までの期間については、県と協定を締結し、次期指定管理者との契約及び開館年度以降の営業を保証するものとします。

(1) 契約期間

次期指定管理者が指定された日以降から、令和8年(2026年)3月31日までとします。なお、営業開始日については、令和3年(2021年)4月頃を目途とします。営業開始までの期間について、具体的なスケジュールや詳細は、県および次期指定管理者と協議の上対応してください。

なお、事業者は、契約満了後についても、希望する場合は契約を更新することが可能です。

(2) 管理手数料等

カフェレストラン及びラウンジともに、毎月の売上高に5%の割合を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を管理手数料として、次期指定管理者の指定する方法により期限までに納付してください。上記の歩合は最低限の基準であり、これを超えた歩合の提案も可とします。提案に際しては、金額(管理手数料率)とその収支等の考え方をお示してください。

(3) 販売品目及び売上金の取り扱い

- ①日々の売上金は、事業者の責任において管理してください。
- ②日々の売上額及び月ごとの総売上額を、次期指定管理者の指定する期日までに、毎月報告してください。

(4) 衛生管理

事業者は、本物件内(バックヤード等も含む)及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、委託業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施して、その結果を次期指定管理者に報告してください。

(5) 準備期間

営業開始日の前日までを営業準備期間とします。なお、準備期間中の管理手数料等は不要です。具体的な準備期間については、次期指定管理者と協議してください。

(6) その他

- ①事業者決定から次期指定管理者決定までの期間に次期指定管理者との契約を辞退する場合、または次期指定管理者との契約締結後、営業準備期間中に契約を解除する場合には、違約金が発生する可能

性がありますので、ご注意ください。

- ②事業者決定後、営業する権利等本契約に基づく一切の権利を他人に譲渡、再委託、担保の用に供することはできません。
- ③事業者は自らの名義と責任をもって、委託業務遂行上の一切の取引を行ってください。
- ④県および次期指定管理者は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。
- ⑤次の各号に該当するときには、協定や契約を解除、又は変更することがあります。
 - ・天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - ・事業者が契約条件に違反したとき
 - ・事業者が応募者の資格に違反しているとき
 - ・次期指定管理者が、県から指定管理者としての指定を取り消される等の場合
- ⑥契約期間満了に伴い、更新を行わない場合は、満了日までに事業者の負担で本物件を原状回復して次期指定管理者に引き渡してください。ただし、契約の満了前に契約を解除する場合には、解除の日から2週間以内に、事業者の負担で本物件を原状回復して次期指定管理者に引き渡してください。
- ⑦協定、本契約または個別契約に関連して知り得た当館の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その契約締結前および終了後においても、第三者に漏洩してはなりません。
- ⑧営業に関し、保健所、消防署等の許認可を必要とする事項については、事業者の責任において取得してください。
- ⑨当館の安全管理上必要な業務（防災訓練等）に、参加協力してください。

5 応募資格要件

以下の要件をすべて満たす法人とします。

なお、以下の要件をすべて満たす法人が本件へ応募し、その監督下において、他の法人（新規設立会社含む）又は個人が店舗の運営を行う形態をとることも可とします。その際には、以下の要件をすべて満たす法人に所属している者を責任者として選出し、業務遂行にあたって一切の責任をもって監督してください。

（この形態をとる場合には、企画提案書内で業務実施体制について提案し、運営を行う法人又は個人に関する資料も提出してください）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている法人等（更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている法人等（更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。）でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (6) 令和2年4月1日現在で、3年以上飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績があること。
- (7) 令和2年4月1日現在で、過去3年間の営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法又は食品製造等

取締条例の規定に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止または営業の停止の行政処分を受けていないこと。

(8) 業務遂行のために行う打合せ等（主に長野市内で開催予定）に参加できる者であること。

6 現場説明会

希望者を対象として、以下のとおり現場説明会を開催します。参加を希望する者は、所定の参加申込書を提出してください。対象者には、令和2年5月19日（火）までに、現場説明会の開始時刻をご連絡いたします。（本件への応募にあたっては、現場説明会への参加は必須ではありません）

- (1) 対象者 現場説明会参加申込書（様式第1号）を提出した者
- (2) 開催日時 ~~令和2年5月22日（金）~~ ※中止となりました
- (3) 開催場所 信濃美術館建設工事現場事務所（長野市箱清水1-4-4）
- (4) 参加申込 令和2年5月15日（金）までに、現場説明会参加申込書（様式第1号）を、持参、郵送メール又はFAXで提出してください。（提出先は7（5）に同じ）
- (5) 留意事項 新型コロナウイルス感染症の状況により、現場説明会を実施しない場合があります。実施しない場合には、現場説明会参加申込書を提出した者に対し、工事中の施設内部（カフェ、ラウンジ部分）や当館の周辺環境等を撮影した画像等を提供する予定です。

7 応募方法

本件に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、以下の書類を提出するものとします。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第3号）
- ②参加要件具備説明書類（様式第3号の附表）
 - ・納税証明書
 - ・飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績を証明する書類
 - ・関係法令に基づく許可証（保有している場合）
- ③誓約書（様式第4号）
- ④法人登記簿謄本
- ⑤企画提案書 表紙（様式第5号）
 - ・会社概要（附表1）
 - ・企画提案（附表2）
 - 1 コンセプトとセールスポイント（附表2-1）
 - 2 美術館事業との連携、協力（附表2-2）
 - 3 ホスピタリティの維持向上（附表2-2）
 - 4 広報戦略・集客戦略（附表2-2）
 - 5 その他の自由提案（附表2-2）
 - ・管理手数料率と収支計画（附表3）

※応募時の提案内容にかかわらず、営業日、営業時間、メニュー、使用開始後の改修等は、応募時の企画書を基に県、次期指定管理者および建物の設計者と協議の上、承認を得て実施することになります。必ずしも企画書どおりに実現できるものではないことをご承知おきください。

(2) 提出期限 令和2年6月3日（水）午後5時（必着）

(3) 提出部数 7部

(4) 提出方法 持参又は書留郵便とします。

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日*を除く午前9時から午後5時までとします。郵送の場合は、提出期限までに上記提出先に到達したものに限り、

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

(5) 提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県県民文化部文化政策課信濃美術館整備室（担当：熊谷 ^{くまがい} ）
電話 026-235-7283
ファックス 026-235-7284
メール shinbi@pref.nagano.lg.jp

8 審査

企画提案書の選定にあたっては、審査委員会を設置し、審査を行います。審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書類のみで審査を行う場合があります。また、企画提案書の提出者が多数の場合、事前審査（第一次審査）として企画提案書等の書類審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合があります。

(1) 審査基準

企画提案は、次の基準に基づいて審査を行い、企画提案内容、本業務を確実に遂行できる能力・体制、収支計画の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た者を、契約予定者として選定します。審査の結果最高点となった者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により契約予定者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

評価項目	審査細目	審査のポイント	配点
会社の経営力、 業務実績	会社概要	・従業員（料理人等）の規模、経営状況 等	20
	業務実績	・支店数、他への出店状況 等	
企画提案内容	①コンセプトと セールスポイント	・運営店舗の的確性、実現可能性、独自性 ・ニーズに合ったメニューの種類、価格設定 ・収支計画および利用者の利便性を考慮した 営業日、営業時間の設定 ・各店舗の料理責任者の経歴 ・店舗の人員配置、業務の実施体制 等	30
	②美術館事業との 連携、協力	・美術館事業と関連した店舗運営の基本方針 ・美術館事業への協力体制 ・新美術館の集客につながる提案 等	10
	③ホスピタリティの 維持向上	・利用者の利便性を高めるための工夫 等	10
	④広報戦略・ 集客戦略	・来館者や城山公園利用者、善光寺参拝客を 呼び込むための工夫 ・カフェレストラン・ラウンジを目的とした 来館者を増やすための提案 等	10
収支計画の 妥当性	管理手数料率と 収支計画	・管理手数料率の妥当性 ・収支計画の実現可能性 等	15
その他業務の目的を達成するために 有効な事項		・上記評価項目以外の独自の提案・工夫 等	5
合計			100

(2) プレゼンテーション審査会について (予定)

①プレゼンテーション審査実施の可否

新型コロナウイルス感染症の状況により、プレゼンテーション審査を実施しない場合や、プレゼンテーション審査の実施方法等を変更する場合があります。実施の可否は、令和2年5月22日(金)までに判断し、ホームページに掲載いたします。なお、現場説明会参加申込書を提出した者に対しては、個別にメールでもご連絡いたします。

②日時及び会場

令和2年6月上旬～中旬を予定

※企画提案書の提出者に対して、別途書面により通知します。

(企画提案書提出期限(令和2年6月3日(水))の概ね1週間前後の日を予定)

③実施方法

- ・提案者からのプレゼンテーション時間は15分以内とします。
- ・審査委員からの質問及び応答は10分程度とします。
- ・プレゼンテーション審査会への出席人数に制限はありません。

④留意事項

- ・Microsoft Powerpoint等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プレゼンテーション審査会の前々日の午後5時までに7部提出してください。(提出先は7(5)に同じ。)
- ・プロジェクター及びスクリーンは県で用意しますが、投影操作用のパソコン等必要な機器は、提案者が用意してください。
- ・企画提案書の補足資料等、プレゼンテーション審査会当日の追加資料の提出は認めません。
- ・提出書類等により応募資格要件を満たさないことが確認された場合は失格となり、プレゼンテーション審査に参加することはできません。その際には、失格である旨及びその理由を、プレゼンテーション審査の3日前までに、書面により通知します。

(3) 選定者の公表に関する事項

契約予定者の決定は、令和2年6月中旬以降を予定しています。審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に文書で通知します。

(4) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効になります。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②本公告等の条件を満たさない場合
- ③提出した書類に虚偽の内容を記載した場合およびプレゼンテーション審査会において虚偽の説明をした場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような行為、又はその疑いのある行為をした場合

(5) その他の留意事項

- ①参加申込書の提出をもって、本公告の記載事項に同意したものとみなします。
- ②必要に応じて、応募資格要件に関する照会を行う場合があります。
- ③参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ④一参加者が複数の企画提案書を提出することはできません。
- ⑤提出期限後の企画提案書等の書類の変更、差し替えもしくは再提出はできません。(ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。)

- ⑥提出された企画提案書は、審査の結果にかかわらず、返却いたしません。
- ⑦企画提案書等の著作権は提案者に帰属します。ただし、契約予定者の選定を行う作業に必要な範囲内で、県が複製することがあります。また、選定された提案者の提出書類については、県が必要と認める場合には、その一部または全部を無償で使用できるものとします。
- ⑧企画提案書の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション審査会の参加に係る費用は、提案者の負担とします。
- ⑨企画提案書の提出者が1者の場合でも審査を行います。

9 質問の受付及び回答

- ①受付場所 7(5)に同じ。
- ②受付期限 ~~令和2年5月25日(月)午後5時(必着)~~ 令和2年5月28日(木)午後5時(必着)
- ③受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ④受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ⑤回答方法 長野県公式ホームページで随時公表します。(最終回答期限:令和2年5月29日(金))
企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、当該質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- ⑥留意事項
 - ア 電話や来訪による口頭での質問および受付時間外の質問は受け付けません。
 - イ 企画提案書の審査に関する質問や他の者からの申し込み状況等に関する質問は、受け付けません。

10 事業者選定スケジュール

令和2年	4月30日(金)	公告・申込書等受付開始
	4月30日(金)	質問受付開始
	5月15日(金)	現場説明会参加申込書提出期限
	5月22日(金)	現場説明会開催
	5月25日(月)	質問受付期限
	5月28日(木)	質問受付期限
	5月29日(金)	質問回答期限
	6月3日(水)	応募書類等提出期限
	6月中旬以降	選定委員会による運営予定事業者選定(プレゼンテーション審査)
	6月中旬以降	選定結果通知
令和3年	4月以降	運営開始(時期については応相談)

※スケジュールは、建築工事のスケジュール及び新型コロナウイルス感染症の状況により変更することがありますので、ご留意願います。